

## 第49回宮城県国土利用計画審議会

- 1 開催日時 平成20年6月11日（水） 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 宮城県行政庁舎 9階 第一会議室（仙台市青葉区本町3丁目8番1号）
- 3 出席者  
委員 稲村肇委員，大槻憲四郎委員，木村美智子委員，渡邊祥音委員，木村敏男委員，  
相澤きよの委員，佐々木恵子委員，小関富雄委員，佐々木敏克委員，藤原範典委員，  
井口経明委員，渡辺政巳委員，岩谷芳江委員，渡辺能久委員，櫻井やえ子委員  
事務局 佐藤企画部長，相原土地対策課長，佐々木副参事兼課長補佐，  
佐藤課長補佐（計画指導班長），森，千葉，阿部，佐藤

### 4 議 事

- (1) 会長の選任について
- (2) 国土利用計画制度の概要について
- (3) 次期宮城県国土利用計画（第五次）の策定について
- (4) その他

### 5 会議の概要

- (1) 午後2時，司会の佐々木土地対策課課長補佐が開会を宣言し，会議が有効に成立する旨の報告を行った。（委員15人全員出席）
- (2) 佐藤企画部長のあいさつの後，事務局から各委員の紹介及び審議会の概要説明を行った。
- (3) 議事の(1)会長選任について，国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定により会長の選任を諮ったところ，稲村肇委員が会長に選任された。
- (4) 稲村肇委員が会長就任のあいさつを行い，会長職務代理者に大槻憲四郎委員を指名した後，同条例第5条第1項の規定により議長となった。
- (5) 議事の(2)及び(3)について，相原土地対策課長から説明を行い，審議会を終了した。

### 6 議事録（発言要旨）

#### 事務局

それでは，これより議事に入ります。

国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により，会長が審議会の議長となることになっておりますが，会長が選任されるまでの議事進行を事務局で務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

なお，本審議会は公開を原則としておりまして，本日の議事につきましては，特に非公開とすべき内容がないものと判断し，公開することといたしますので，御了承をお願いいたします。

それでは，議事(1)の会長の選任につきまして，お諮りいたします。

会長は，国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定により，委員の互選によって定めることとなっております。また，会長職務代理者は同条第3項の規定により，会長が指名することとなっております。

委員の皆様，いかがいたしましょうか。

井口委員

事務局の案はありますか。

事務局

ただ今、井口委員から「事務局の案はありますか。」との発言がございましたが、他にございませんでしょうか。

それでは、事務局に案がございますのでご説明いたします。

相原課長

事務局といたしましては、歴代の会長には、都市問題分野の委員が御就任されておりますことから、今期につきましても、専門分野が同じであります稲村肇委員にお願いできればと考えております。

事務局

ただ今、事務局から稲村肇委員にお願いしたいという案が提示されましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

各委員 異議なし

事務局

それでは、稲村肇委員を会長に選任することに御異議がないようですので、稲村肇委員が会長に選任されました。

今後の議事運営につきましては、稲村会長にお願いいたします。

稲村会長には、正面のお席へ御移動願います。

それでは、稲村会長より、就任にあたりご挨拶をお願いいたします。

稲村会長

ただいま会長にお選びいただきました東北大学教授の稲村でございます。よろしくお願ひいたします。先ほど、事務局から説明がございましたように本審議会は、宮城県国土利用計画の改定案等を審議することを目的として設置させているものでございます。県土の利用に関する基本的な事項や重要な事項を審議するところであります。委員の皆様から広く自由・活発なご意見をいただきながら適正な議事運営を行ってまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、規定に基づきまして、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

はじめに、会長職務代理者の指名を行います。会長職務代理者の指名につきましては、国土利用計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指名することになっております。会長職務代理者には大槻憲四郎委員を指名させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、国土利用計画審議会運営規程第5条第1項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。木村敏男委員、並びに小関富雄委員のお2人にお願ひいたします。

それでは議事の(2)「国土利用計画制度の概要」について、事務局から説明願ひます。

相原課長 資料2により説明。

稲村会長

ただ今説明のありました内容について、御質問等はございませんか。

それでは私から質問させていただきます。今年度と来年度の2か年をかけて次期県国土利用計画の

策定作業を行うとのことですが、県国土利用計画を基本として策定する市町村国土利用計画は、次期県国土利用計画を踏まえて策定することになるのですか。

相原課長

市町村国土利用計画につきましても、県国土利用計画と同じように概ね10年の計画期間となっております。ただし、市町村ごとに計画期間の始期は違います。従いまして、各市町村から個別に相談をいただき、市町村国土利用計画の策定に係る調整をさせていただいております。

稲村会長

市町村国土利用計画の計画期間は、概ね何年から何年までとなっているのですか。

事務局

県内には36の市町村がございますが、概ね半数以上の市町村が、県国土利用計画の目標年次と同じく平成22年を目標年次とした市町村国土利用計画を定めております。それ以外の市町村につきましても、例えば、近年の市町村合併を受けまして、合併後の市町村に係る新たな市町村国土利用計画を策定していただくこととなっております。近年、合併された市町村において、ここ2年位の間に、新たな市町村国土利用計画が策定されている状況にあります。

稲村会長

そうしますと、平成21年度末を目途とする次期県国土利用計画の策定後、例えば、現行の県国土利用計画と目標年次を合わせている市町村においては、次期県国土利用計画を踏まえて市町村国土利用計画を策定することになるのですか。「踏まえる」という言葉の具体の中身がよくわからないのですが。

相原課長

国土利用計画法上は「基本とする」という言葉を使っております。都道府県国土利用計画は全国国土利用計画を基本とし、市町村国土利用計画は都道府県国土利用計画を基本とすることになっております。従いまして、市町村国土利用計画につきましては、都道府県国土利用計画を基本としつつ、市町村の他の計画との整合も図りながら、策定されているものでございます。

稲村会長

私が申し上げたいのは、市町村における国土利用計画の策定手続上、次期県国土利用計画が策定された後に、その策定作業に取り掛かるということではないこと。従いまして、「踏まえる」あるいは「基本とする」という言葉から、ともすると市町村国土利用計画が次期県国土利用計画と同時期の策定を求められているのではないかと連想されるため、わかりにくいということを申し上げたかったまです。

他に御質問等はありませんか。

それでは次に、議事の(3)「次期宮城県国土利用計画（第五次）の策定」について、事務局から説明願います。

相原課長 資料3により説明。

稲村会長

ただ今説明のありました内容について、御質問等はありませんか。

#### 藤原委員

資料3の8ページの「第一次から第四次までの県国土利用計画の比較表」を見ておまして、「基本的条件」のところは若干変わってきていて、第三次計画での「引き続き人口の増加が予測されるとともに」の部分が、第四次計画では「高齢化が進行し、少子化が定着する中で」と変わり、おそらく次期第五次計画では「人口減少」という形に変わってくると思いますが、全体的にみると計画内容が殆ど変更されていないと思います。例えば、第二次計画と第三次計画における、「2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」の記載項目は同じになっております。変更されていると気づいた主なものとしては、第四次計画において、「地域類型別」の区分として「自然維持地域」が追加されたことと、「2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」の記載項目として「(1)公共の福祉の優先」と「(8)指標の活用」が追加されたことくらいです。質問の1点目として、このように計画内容が殆ど変更されていないということをどのように認識したらいいのでしょうか。質問の2点目として、計画内容が殆ど変更されていないという私の認識が正しいと仮定すれば、なぜ次期第五次計画の策定に概ね2か年を要すると想定されているのでしょうか。

#### 相原課長

県国土利用計画の中で文章表示されている部分における変更の例を申し上げますと、「基本的条件」のところは、ほぼ全面修正の形で記述されております。例えば、第三次計画での「引き続き人口の増加が予測されるとともに」の部分が、第四次計画では「人口は、その増勢を大幅に鈍化させるものと見通される」と変わっております。それから、「土地需要」につきましても、第一次計画から第三次計画までの内容がほぼ同じとなっているのに対しまして、第四次計画では「土地需要の量的調整に関しては、増勢は鈍化するものなお増加する都市的土地利用については」というように「基本的条件」の変化にそった形で変わっております。その他にも県土利用を取り巻く状況の変化等を踏まえ、計画内容を修正したところや、新たな項目を追加したところが多数ございます。次期第五次計画の策定に当たっては、現行の第四次計画の検証や県土利用を取り巻く状況等を踏まえ、その策定作業を進めていくこととしておりますが、庁内の関係部局が所管する土地利用に係る個別の長期計画等とのすり合わせを行うなど一連の調整手続が生じますことなどから、次期第五次計画の策定には概ね2か年を要すると考えております。

#### 藤原委員

県の国土利用計画を定めるということですので、社会経済情勢の変化とともに、本来はもっとダイナミックに変わっていくべきものではないのかというのが私の考え方です。例えば、最近よく言われている東京一極集中や、新幹線と言えば「のぞみ」が停車するターミナル駅が所在する東京都、神奈川県、静岡県、愛知県等への人口や産業の集中の一方で、限界集落が問題になっています。このような新たな社会情勢の変化が起きている場合には、県国土利用計画ももっとダイナミックに変わって然るべきだと思いますので、今後の審議の中でもっと大胆に計画内容の変更を打ち出していただけたらと思います。

#### 稲村会長

今後の次期第五次計画案の審議において、もっとダイナミックに計画内容が変更されたものが提示されることを期待しております。他に御質問等はございませんか。

#### 大槻委員

過去の審議会においても申し上げていることですが、国土利用計画は、計画とはいっても将来に向かって外挿（それまでの変化の傾向を未来に向かって、トレンドを当てはめること）することをやっ

ているだけではないのでしょうか。長期的な計画である国土利用計画の性格が、ぼんやりとしたガイドラインのようなものというのであれば、それなりの意味はあると思いますが、次期第五次計画ではどのような策定体制の下に、どこまで内容の具体化を図っていかれるのでしょうか。県土利用を取り巻く状況の変化を踏まえ、外挿するというだけでは計画にならないと思います。

#### 稲村会長

私からも同様の質問をさせていただきます。例えば、資料3の6ページの図3の森林面積の推移を示したグラフでは、平成18年の計画値と現況値がほぼ一致しておりますが、この目標値がどのような考え方に基づいて算定されたものなのでしょうか。自然のトレンドに当てはめればどんどん面積が減少していくものを、この水準に押し止めようとした目標なのか、あるいはこの水準まで減少させようという意図があつての目標なのでしょうか。今般の人口減少等の社会経済情勢の変化も踏まえ策定する次期第五次計画では、現状より森林面積を増やしていこうという目標をたてることも有り得るわけです。例えば、このまま森林面積が減少し続けることは望ましくないので、これを平成7年の水準にまで戻そうという目標をたてることも有り得るわけです。

一方、7ページの図6の宅地面積の推移を示したグラフでは、平成18年の現況値が計画値よりも上回っています。これは宅地面積の伸びを計画値の枠内に押し止めようとしたが、押し止めることができず、結果として現況値が計画値よりも上回ってしまったものなのでしょうか。

#### 相原課長

10年スパンの計画でございます県国土利用計画における目標値の設定に当たりまして、第1に、それぞれの地目の過去の実績を精査する作業が必要となります。第2に、計画策定時点における県土利用上の課題等を検討し、それを加味した上で、第3に、庁内の関係部局が所管する土地利用に係る個別の長期計画等とのすり合わせを行い、その政策的要素を加味した上で目標値を設定しているものがございます。稲村会長から計画値と現況値との乖離について御質問がございましたが、目標値につきましては、計画期間において必ず達成しなければならない面積水準というよりは、実際の土地利用が、県国土利用計画で示している県土利用の基本方針に即して進められているかどうかを検証するための長期的な一指標としての役割を担うため、設けられているものであると考えております。従いまして、計画策定時点で、個別の長期計画等の政策的要素を加味して目標値を設定したものの、計画期間内における個別の長期計画等に基づく施策の実施状況によりまして、計画値と現況値が乖離することもあるかと考えております。また、平成18年の宅地の現況値が計画値よりも上回っていることとの関連で、民間による宅地開発等につきましては、市場経済での自由な取引に伴う変遷だとか景気変動の影響を受けるといったこともございまして、そういった傾向を考慮していくことも必要であると考えております。次期第五次計画における目標値につきましても、次期全国国土利用計画を基本とし、それぞれの地目の過去の実績の精査、計画策定時点における県土利用上の課題等の検討、並びに個別の長期計画等との調整を図りつつ、当審議会での今後の審議における委員の皆様方からの御意見を聞きながら設定していきたいと考えております。

#### 佐々木(敏)委員

次期第五次計画については、第四次計画の十分な検証を踏まえ、策定していくことが必要であると思います。資料3の3ページの策定スケジュール案では、事務局主導による策定作業というニュアンスしか見て取れないような気がしますので、例えば、事務局で十分に行った第四次計画の検証結果を当審議会に提示していただき、次期第五次計画の策定に向けた活発な審議に資するようになりたいと思います。

## 藤原委員

資料3の7ページの図5の道路面積、図6の宅地面積の推移を示したグラフについてですが、人口の推移とともに今後の道路整備や宅地開発の必要性が検討されて然るべきなのに、人口減少が続いていくことが見通されているにもかかわらず、右肩上がりの計画となっております。道路面積については、計画値と実績値との乖離がどんどん広がってきております。質問の1点目として、計画値と実績値の乖離がこのまま広がっていくようではいけないと思いますが、この点について事務局の見解をお伺いします。質問の2点目として、県国土利用計画における目標値の設定については、全国国土利用計画における目標値の設定の考え方に必ずリンクさせなければならないものなのかお伺いします。例えば、全国国土利用計画において、右肩上がりの目標値が設定された場合でも、本県における地域の実情を踏まえつつ、できるだけ現状維持を図ろうとする政策的要素を加味した上で、形としては若干右肩下がり目標値を設定することができるのでしょうか。

## 相原課長

質問の1点目の道路面積における計画値と実績値との乖離に関して少なくとも言えることは、国も地方公共団体も同じでございますけれども、公共事業予算が減ってきております。宮城県の一般会計に占める土木費を例に申し上げますと、平成19年度は平成9年度の6割弱という状況になっております。その中でも相当大きな部分を占める道路予算等については、財政状況が厳しい中でやむを得ず削減している状況でございます。計画策定時点で、個別の長期計画等の政策的要素を加味して目標値を設定したものの、その後の社会経済情勢の変化や、国、地方公共団体における施策の実施状況によりまして、図5の道路面積の推移を示したグラフでは、目標年次まで直線で結んだ青色の線に実績値が沿わないような状況になっているものと考えております。

質問の2点目の全国国土利用計画における目標値の設定の考え方とのリンク付けについては、必ずリンクさせるとは言わないまでもその考え方を基本としつつ、過去の実績の精査、計画策定時点における県土利用上の課題等の検討、個別の長期計画等との調整を通じた、本県における地域の実情を踏まえた目標値を設定していきたいと考えております。

## 大槻委員

計画値と現況値が乖離しているのは、目標値の設定が甘かったからではないでしょうか。参考までに、気候変動に関する将来予測について紹介させていただきますと、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）では、数十名の専門スタッフによって将来予測をたてた上で、「このままの状態では推移すればこうなるので、いつまでに何をしなければならぬ」と、具体的な「仕掛け」に繋がるような提言を行っております。このこととの関連で、質問の1点目は、次期第五次計画の策定に当たっての基本スタンスとして、ただ今紹介させていただいたような、具体的な「仕掛け」に繋がるような計画策定を想定されているのでしょうか。あるいは、具体的な「仕掛け」に繋がるとまでは言わないまでも、「仕掛け」に繋がり得るガイドライン的な計画策定を想定されているのでしょうか。いずれにしても、先ほど申し上げたような、未来に向かって外挿するだけでは不十分であると思います。質問の2点目は、次期第五次計画は、どのような策定体制の下に、その作業を進めていくのでしょうか。専門家による計画策定チームのようなもので想定されているのか、あるいは事務局主導で策定作業を進めていくことを想定されているのでしょうか。

## 稲村会長

大槻委員の1点目の質問について、私からコメントさせていただきます。まず、大槻委員が何度か話されている「外挿」についてですが、先ほど事務局からは、「外挿」ではなく、過去の実績の精査、県土利用上の課題等の検討、個別の長期計画等との調整を図りながら、目標値の設定を行っていき

いという旨の回答があったものと思います。また、具体的な「仕掛け」に関係することですが、具体的な政策を打ち出していくのは、土地政策担当部局ばかりではないと思います。

次に、質問の2点目の次期第五次計画の策定体制については、事務局から回答願います。

#### 相原課長

現時点では、次期第五次計画の策定体制について、詳細な部分までの検討を行っておりませんので、検討の上、おって委員の皆様方に説明させていただきたいと思います。

#### 佐藤部長

委員の皆様方から様々な御意見をいただいたところですが、次期第五次計画の策定に当たりましては、本県における社会経済情勢の変化を踏まえつつ、農政や林政等の各政策を把握、統合し、目標年次における産業構造や土地利用を展望の上、その策定作業を進めざるを得ないのではないかと考えております。この場で、委員の皆様方に「このような形で次期第五次計画の策定作業を進めていく」など具体的な内容をお示しすることはできませんが、いただいた御意見を参考にしながら、計画策定の進め方を更に検討していきたいと考えております。次回の当審議会においては、第四次計画の検証と次期第五次計画の骨子案等について御審議いただくこととなりますが、その際には委員の皆様方からより具体的な御意見がいただけるものと考えております。

次に、国土利用計画の性格について、ご説明させていただきますと、国土利用計画を基本として策定する土地利用基本計画が具体の土地にまでおける即地的な計画であるのに対しまして、国土利用計画は、国土の利用に関する基本的かつ長期的な行政上の指針を示すものでございます。さらに、具体の土地利用規制なり土地利用の誘導という観点からみた場合、実際には個別規制法を通じて間接的に土地利用の規制や誘導がなされている一方で、国土利用計画制度上、直接的には土地取引規制を通じた誘導機能などしかないことから、この計画制度の守備範囲の中で、長期的な県土利用のあるべき姿を描き、それを県国土利用計画で定める県土利用の基本方針等に反映させていかざるを得ないものと考えております。委員の皆様方におかれましては、このような国土利用計画の性格について御理解をいただいた上で、御意見をいただきたいと思います。

#### 稲村会長

国土利用計画の性格については、理解しておりますが、次期第五次計画では、人口減少等のトレンドの変化を考慮し、個別の政策を所管する関係部局から示される目標年次における地目面積の積み上げだけではなく、長期的な県土利用のあるべき姿を描いた上で、「このまま森林面積が減少し続けることは望ましくないので、これを平成何年の水準にまで戻そう」というように、土地政策所管部局としての姿勢を打ち出していてもいいのではないかと思います。

#### 佐々木(恵)委員

資料3の6ページの図2の農用地面積、図3の森林面積の推移を示したグラフなどについて、お伺いします。質問の1点目は、本県だけではなく全国的にも農用地面積や森林面積が減少し続けているのでしょうか。質問の2点目は、県民が生活を営んでいく上で適切な規模の農用地面積や森林面積はどれ位なのでしょう。質問の3点目として、資料3の3ページの策定スケジュール案に記載のパブリックコメントについて、お伺いします。仮に私自身がアンケート形式なりで問いかけられた場合、答えようがないという気がします。国土利用計画に関する一般的知識や県土利用の推移等について、県民に対し、わかりやすく情報提供を行った上で、どのような形で次期第五次計画案に係る県民の意見を汲み上げようとしているのでしょうか。

## 事務局

質問の1点目の農用地面積や森林面積の推移につきましては、本県だけではなく全国的にも農用地や森林などの自然的土地利用が減少している一方で、宅地や道路などの都市的土地利用が増加している傾向がございます。質問の2点目の県民が生活を営んでいく上での適切な規模の農用地面積や森林面積につきましては、現時点でその観点からの分析はなされておられません。この場では回答ができませんことをご了承いただきたいと思っております。質問の3点目のパブリックコメントにつきましては、次期第五次計画の策定作業を進めていく中で、どのような形であれば県民の方々から計画案に係る意見を出していただきやすいかということを考慮し、パブリックコメントの具体的な実施方法を検討していきたいと考えております。

## 稲村会長

農用地面積や森林面積などの推移に関する比較という意味で、人口や財政規模が同程度の広島県などのデータを収集し、分析を行っていくことは、参考になると思っております。

## 相原課長

人口や財政規模が同程度の県の土地利用に係るデータを収集、分析し、次期第五次計画の策定に向けて、参考にしていきたいと思っております。

## 岩谷委員

私は、平成17年4月から当審議会の委員を務めております。委員就任後初めての当審議会で農用地面積の推移のグラフを見たとき、農用地面積が減りすぎだと思えました。現在、国内の食料自給率が40%を割り込み、問題となっておりますが、そのことがこのグラフには現れておりません。このまま手立てを講じていかなければ、食料自給率がどんどん落ち込んでいくことが予想されます。先程、他の委員の方から「県国土利用計画ももっとダイナミックに変わって然るべき」との御発言がありましたが、私も、食料問題に対する意識の高まりを受けて、農用地面積が現状維持または少しでも増えていくような政策を打ち出していただけたらと思っております。

## 稲村会長

当審議会には、農用地面積を増加させていくような政策を打ち出していけるような権限はございませんけれども、その目標を掲げていくこと自体は重要であると思っております。農用地面積を増加させていくような目標を掲げるに当たっては、その前提となる農業の担い手を確保していけるのかという問題もございませぬけれども、長期的な県土利用のあるべき姿を描いた上で、「このまま農用地面積が減少し続けることは望ましくないの、現状維持または少しでも増やしていこう」というように、土地政策所管部局としての強い姿勢を打ち出していてもいいのではないかと思います。

## 櫻井委員

私も農家をしておりますが、岩谷委員の御発言の中にもありましたように、このまま農用地面積が減少し続けていくようでは、農家として生活を維持していくことが困難な状況にあります。今般、食の安全性の確保の観点から、外国からの食料輸入に頼らない地産地消の取組の推進の必要性が叫ばれておりますが、農業の現場にいる立場から申し上げますと、後継者を育てようとしてもなかなか育てることができない、自給自足もままならないなど農業を取り巻く問題を切実に感じております。従いまして、農用地面積が減少し続けていく状況に何らかの手立てを講じて、そのことが農家が生きながらえていける体制の構築に繋がっていくようにしていただきたいと思っております。



## 佐藤部長

お2人の委員から御意見をいただいた農用地面積のグラフにつきましては、あくまでその推移の結果を示したものでございます。農用地面積が減少した一方で、都市的土地利用が増えている状況もございまして、第四次計画策定時点で見込んでいたよりも上回って農地転用面積が推移しているという状況もあるかと思えます。岩谷委員から御発言がありましたように、食料自給率の維持、増進に向けた取組など食料問題への対応に関する意識の高まりがみられるなど、第四次計画策定時点と比べて食料、農業を取り巻く状況が変化してきております。次期第五次計画の策定に当たりましては、農政担当部局との間で、食料問題への対応も含め、今後の農用地利用の基本方向について調整を図りながら、その策定作業を進めていきたいと考えております。

## 木村(美)委員

農用地などの面積の推移に係るデータはお示しいただいておりますが、それ以外のデータとして、次の2点に関する収集、分析が可能であれば、そのデータを後日、お示しいただきたいと思えます。1点目は、森林にはレクリエーションの場の提供などの他に、二酸化炭素を吸収する機能も有しているということが現在言われているわけですが、本県の森林面積の現状では、どれ位の二酸化炭素の吸収が可能となるのでしょうか。本県は全国的にみますと森林率は高い方だと思いますが、このまま森林面積が減少し続けていけば、森林にその役割が期待されている二酸化炭素の吸収源対策の観点から支障が出てくるといようなことの裏付けとなるデータの整備が必要になると思えます。2点目は、先程から話が出ている食糧自給率に関して、本県は東北各県の中で一番低かったと記憶しておりますが、「本県の農用地面積がこれだけあれば、食糧自給率をこれだけ維持できる。」というようなデータが付け加えられると、これまでの利用区分別の面積の推移に主眼を置いた見方だけではなく、より別の見方ができるのではないかと思います。

## 大槻委員

ただ今木村委員から御発言がありました観点からのデータの整備が可能となれば、農用地や森林の有する複数の価値が見えるようになり、次期第五次計画の策定における目標値の設定に当たりましても有意義なものになると思えます。

## 井口委員

今回の当審議会において、第四次計画の検証や次期第五次計画の骨子案について審議するということですので、どのような内容の骨子案などが示されるか期待しております。国土利用計画や土地利用基本計画を根拠に「こうしなければならない」あるいは「こうしてはならない」といような見解が示されたことを聞いた例はなく、このような計画の性格から、これまでの国土利用計画の策定、特に目標値の設定は、個別の政策を所管する関係部局から示される目標年次における地目面積の積み上げだけではなくかと思えます。今後、人口減少が続いていくことが見通される中で、県は、長期的な県土利用のあるべき姿をどのように描いていくのでしょうか。富県宮城の実現のため、企業誘致を推進すべく、現状より工業用地を増やしていこうという目標をたてることも有り得るわけです。国土利用計画の策定の意義が理解され、個別の政策を所管する関係部局が次期第五次計画の策定に本気で協力し、県土の利用に関しては、所管する長期計画等を次期第五次計画に合わせるくらいの内容であってほしいと希望しますが、いかがでしょうか。

## 佐藤部長

現在は、バブル期のように土地に希少価値があり、土地取引が増加し、様々な形態の土地利用が相対立するような時代ではないということもあり、国土利用計画や土地利用基本計画の重みなり価値が

ひと頃に比べれば落ちてきたのは事実であると思います。しかし、井口委員から貴重な御意見をいただきましたので、その御意見の趣旨に沿えるよう、次期第五次計画の策定に努めてまいります。

#### 渡辺(政)委員

私は、国土利用計画の策定に当たりましては、データの積み上げにならざるを得ないと思います。丸森町でも町長期総合計画で定めている基本構想に即しつつ、様々なデータを積み上げる形で市町村国土利用計画を定めております。丸森町では、優れた自然の風景地における無秩序な開発を規制すべく、昭和63年に阿武隈溪谷県立自然公園の指定を受けましたほか、農業振興地域内の農用地につきましても、その面積が極力減らないよう現状維持に努めております。国土利用計画は、そのような経緯や過程を経て、計画期間が経過する度に改定されてきたものと思いますが、井口委員の御発言がありましたように、その役割は薄れてきている面もあると思います。また、他の委員の方から「県国土利用計画ももっとダイナミックに変わって然るべき」との御発言がありましたが、ダイナミックに計画内容の変更を打ち出すことは、全体的な政策転換にまで繋がることですので、現実的には難しいのではないかと思います。いずれにしても、長期的な県土利用のあるべき姿について議論をすることは非常に大切なことだと思います。

丸森町では遊休農地がかなりございますほか、農業の担い手の高齢化とも相俟って、よりその高齢化が進んでいる中山間地域から農用地が減少していくものと考えられます。当町では、中山間地域ほど転作率が高い状況となっております。農地は、一度荒れてしまえば復元させることが難しいことから、私は、兼業でも農業を継続し、農地の保管理を継続していただけるよう努めているところでございます。次回の当審議会において、第四次計画の検証と次期第五次計画の骨子案について審議するということですが、委員の皆様方から出された意見については、つぶさず、なくさないで、表に出るような形でその策定作業を進めていただければと思います。

#### 稲村会長

私が会長を務めている仙台市都市計画審議会では、審議内容への関心の高さから、会議に複数の報道機関が入っております。一方、当審議会では、会議に殆ど報道機関が入っておりませんが、これでは望ましくないと考えますし、報道機関が来ないのであればこちらから報道機関に審議過程の投げ込みを行うくらいのことをしてもいいのではないかと思います。次に、ただ今渡辺委員から、各市町村が個別に抱える土地利用上の問題点などを踏まえると、ある地目の面積を増やしたり、減らしたりする方向に政策的に誘導していくことは現実的に容易ではない旨の御発言がありましたが、環境問題への対応が急がれている中で、次期第五次計画では、現状より森林面積を増やしていこうという目標をたてることも有り得るわけです。森林面積が減少し続けている現状において、逆に森林面積を増やしていくためには、各市町村に対し、例えば現状より2%森林面積を増加させるというキャップをかけることまではしなくとも、何らかの政策誘導を行っていくことは必要ではないかと思います。国土利用計画の役割が薄れてきていると言われている中で、大槻委員が何度か話されている「外挿」ではなく、また個別の政策を所管する関係部局から示される目標年次における地目面積の単なる積み上げではない、例えば、地元紙に次期第五次計画の策定方針に係る記事が掲載されるくらいの計画内容を打ち出していただければと期待しております。

#### 渡辺(能)委員

参考資料2の13ページから14ページに掲載されている市町村国土利用計画策定及び改定状況の一覧表を見ますと、未だ市町村国土利用計画を策定していない市町村があるようですが、どのような事情から未策定となっているのでしょうか。

相原課長

国土利用計画法上は、必ず策定しなければならないということではなく、「市町村は、市町村国土利用計画を定めることができる」とされており。この一覧表において未策定と位置付けている市町村のうち、仙台市につきましては、市町村国土利用計画そのものではございませんが、別途、「土地利用に関する調整条例」を制定しておりまして、市町村国土利用計画の代わりになるものと認識してございます。その他の未策定の市町村につきましては、先程も事務局から回答させていただきまして、近年の市町村合併に伴い、一時的に未策定と位置付けているところございまして、ここ数年のうちに、新たな市町村国土利用計画が策定されることとなっております。

稲村会長

仮に、先程、私から申し上げましたような、各市町村に対し、地目面積の増減に関してキャップをかけるということになれば、どの市町村においても国土利用計画を策定せざるを得ないのではないかと思います。

渡邊委員

次期第五次計画の策定に当たりまして、次期全国国土利用計画を基本として、その策定作業を進めていくとのことですが、他の委員の方から「県国土利用計画ももっとダイナミックに変わって然るべき」との御発言がございましたように、例えば、宮城らしい地産地消の取組の推進など大いに盛り込んでいただいて、すばらしい次期計画となるよう期待しております。

大槻委員

通常、年明けに開催される当審議会において、土地利用基本計画の変更案件について審議しているところですが、質問の1点目として、土地利用基本計画図に定められている五地域区分のデータはデジタル化されているのでしょうか。次期第五次計画における目標値の設定に当たりましては、蓄積されたデジタルデータを活用し、その設定作業を進めていくことが重要であると思います。質問の2点目として、事務局の中にGISを使いこなせる職員の方はいらっしゃるのでしょうか。

事務局

質問の1点目の土地利用基本計画図の五地域区分のデジタルデータ化につきましては、平成15年度に、国土交通省が全国的に整備を行いまして、本県におきましても、その管理、運用を通じて、データの蓄積を行っております。ただし、この五地域区分のデジタルデータは、国土利用計画上の道路や宅地などの各利用区分に直接リンクしておりませんので、次期第五次計画の目標値の設定に当たりまして、どのような形でこのデジタルデータが活用できるか検討していきたいと考えております。質問の2点目につきましては、現在、事務局の中にGISを使いこなせる職員はおりませんことから、勉強を重ねて、次期第五次計画の策定に向けて、参考にすることができるように努めていきたいと考えております。

稲村会長

他に御質問等はありませんか。かなり時間がおしておりますが、今後の議事の進行について、事務局、いかがいたしましょうか。

相原課長

本日は、委員の皆様方から様々な御意見をいただきましたので、次期第五次計画の策定に当たりまして、参考にさせていただきたいと思っております。さて、まだ資料4の説明が残っているわけですが、時

間の都合上、本日は説明を省略させていただき、お帰りになってから資料にお目通しをいただき、御質問がある場合には、次回の当審議会において、御質問を承りたいと思います。

それから議事の(4)の「その他」についてですが、参考資料の1として、「国土利用計画等関係法令抜粋」を、また、参考資料の2として、当課が毎年発行しております「土地対策の概要」のうち関係する部分を配布してございますので、お帰りになってからこちらの資料にもお目通しをいただきたいと思います。また、本日、資料として配布はしておりませんが、当課が毎年発行し、各委員の皆様方に配布している「国土利用計画管理運営資料」もございます。当資料には、土地利用に係る施策を所管する庁内の関係部局から収集し、整理したデータも多数掲載しておりますことから、参考にさせていただきたいと思います。

稲村委員

最後に、全体を通して御質問等はございませんか。

岩谷委員

先日、事務局から事前送付いただいたものと同じ資料が本日も配布されておりますが、このことは紙資源の無駄遣いになっていると思います。資料を事前送付する際の送付文の中に「会議当日、資料を持参願います。」と記載すればいいことだと思いますので、次回の当審議会からそのように対応していただきたいと思います。

相原課長

次回の当審議会の開催に当たりましては、委員の御指摘のとおり対応させていただきたいと思いません。

稲村会長

資料を事前送付する際の送付文の中に、そのように記載したとしても、会議当日、資料を忘れてくる委員の方がいらっしゃるかもしれませんので、資料の予備を3ないし4部くらい用意していただきますよう、事務局、よろしくをお願いします。

他に御質問等ございませんか。本日は、有意義な議論ができたと思います。

それでは、以上で本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

佐々木課長補佐

以上を持ちまして、宮城県国土利用計画審議会を終了いたします。